

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人日本薬剤師研修センター（以下「財団」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を含めて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、財団を主たる勤務場所とし、週5日以上勤務する理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤理事以外の理事、監事及び評議員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 代表理事、業務執行理事（常勤）及び常勤理事（業務執行理事を除く。）への報酬等は役員手当とする。
- 3 非常勤役員等（役員手当支給対象者は除く。）への報酬等は、理事会又は評議員会等への出席謝金とする

(役員手当等の額の決定)

第4条 役員手当月額は、理事会の承認を経て、次に示す額以内とする。なお、財団の財政状況に応じ、理事会の承認を経て適宜減額することができる。

代表理事（週4日勤務）	600,000円
業務執行理事（常勤）	200,000円
常勤理事（業務執行理事を除く。）	60,000円

- 2 非常勤役員等の出席謝金は、理事会又は評議員会等への出席及び監事監査の実施の都度、1日当たり10,000円を支給することができる。

(役員手当の支給方法等)

第5条 役員手当の支給日、支給方法、所得税等控除等、支給に関する詳細は、別に定める職員給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(使用人の兼務)

第6条 常勤理事は、使用人を兼務するものとする。

2 使用人を兼務する理事の職員としての給与は、給与規程による。

(費用の支払)

第7条 財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用（常勤の理事に関しては業務命令に基づく出張旅費・交通費、非常勤役員等に関しては理事会・評議員会等への出席に必要な旅費・交通費がこれに当たる。）については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 週2日以上勤務する理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成29年3月16日改正）

この規程は、平成29年4月1日より施行する。